

報告第 10 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
11	R2. 2. 28 令和2年 第1回足立区 議会定例会で 承認11号	旧入谷南小学校解体工事 [明世・川口建設共同企業体]	① 308,660,000			
	(処分日) R3. 2. 12 (契約変更日) R3. 2. 12		② 339,130,000 ③ 30,470,000	9.87%		(1) 建物本体の基礎の解体時に予期せぬ地中障害物が見つかり、撤去・処分が必要となったため。 (2) 跡地利用計画の変更に伴い、解体後の仕上げを変更する必要が生じたため。
120	R2. 10. 2 令和2年 第3回足立区 議会定例会で 承認120号	(仮称) 花畑人道橋整備工事 (1期) [株式会社東京三田組]	① 335,500,000			
	(処分日) R3. 3. 8 (契約変更日) R3. 3. 8		② 368,024,800 ③ 32,524,800	9.69%		(1) 発生土として処分する土の成分分析を行ったところ、特定有害物質に指定される成分が検出され、適正に処分する必要が生じたため。 (2) 大工工事、親水拠点工事との競合に伴い、歩行者動線の確保や搬入路の変更が生じたことから、樹木移植や仮囲い設置位置の変更が必要となったため。 (3) 草加市道掘削に伴い、埋設支障物が見つかり、撤去・処分が必要となったため。